

給油所に係る証明

《各項目共通の留意事項》
 給油所の名称欄において、セルフ給油所である場合は、名称の後に（セルフ）と記載すること。（常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）

1 告示2の(6)の事項（函館方面本部総合庁舎から半径3kmの範囲内で毎日給油可能）

給油所の名称	所在地	庁舎までの 直線距離	年中 無休	備 考
		約 km		
		約 km		

注1：契約の相手方となった場合、当該給油所において毎日給油可能であれば、年中無休欄に「○」をつけること。

注2：休業日がある場合は、複数の給油所を記載の上、備考欄にそれぞれ給油可能な曜日や期間を明記し、毎日給油可能であることを証明すること。

【添付書類】 給油所から総合庁舎までの距離のわかる図面等を添付すること。

2 告示2の(7)の事項（高速隊八雲分駐所から半径4kmの範囲内で給油可能）

給油所の名称	所在地	庁舎までの 直線距離	電話番号
		約 km	

【添付書類】 給油所から八雲分駐所までの距離のわかる図面等を添付すること。

3 告示2の(8)の事項（指定地域で給油可能）

給油所の名称	所在地	電話番号
	森町	
	長万部町	
	知内町	
	松前町	
	江差町	
	せたな町	
	寿都町	
	札幌市中央区	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

北海道警察函館方面本部長 様

住 所

氏 名

代表者名